

# コーポレート・ガバナンス

透明性・客観性の高い経営を行うため、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。

## コーポレート・ガバナンスの考え方

当社では「お客さま第一主義」の経営理念を基軸として、お客さま、社会、株主・投資家の皆さま、従業員等をステークホルダーとして捉え、「最大のお客さま満足創造」、「社会からの信頼確保」、「持続的な企業価値の創造」、「職員・会社の活性化」を経営基本方針として定めています。これらさまざまなステークホルダーの満足度を高めることにより、企業価値の向上に努めていきます。

また、当社は内部統制に関する基本的な考え方や取組方針等を内部統制基本方針として定めています。本基本方針は、経営基本方針の具現化に向け、内部統制態勢の整備および運営に関する基本的な事項を定めることにより、業務の適正確保を図り、もって生命保険会社としての社会的責任の履行に資することを目的としています。

## コーポレート・ガバナンス体制

### ■ 業務執行について

#### 取締役会

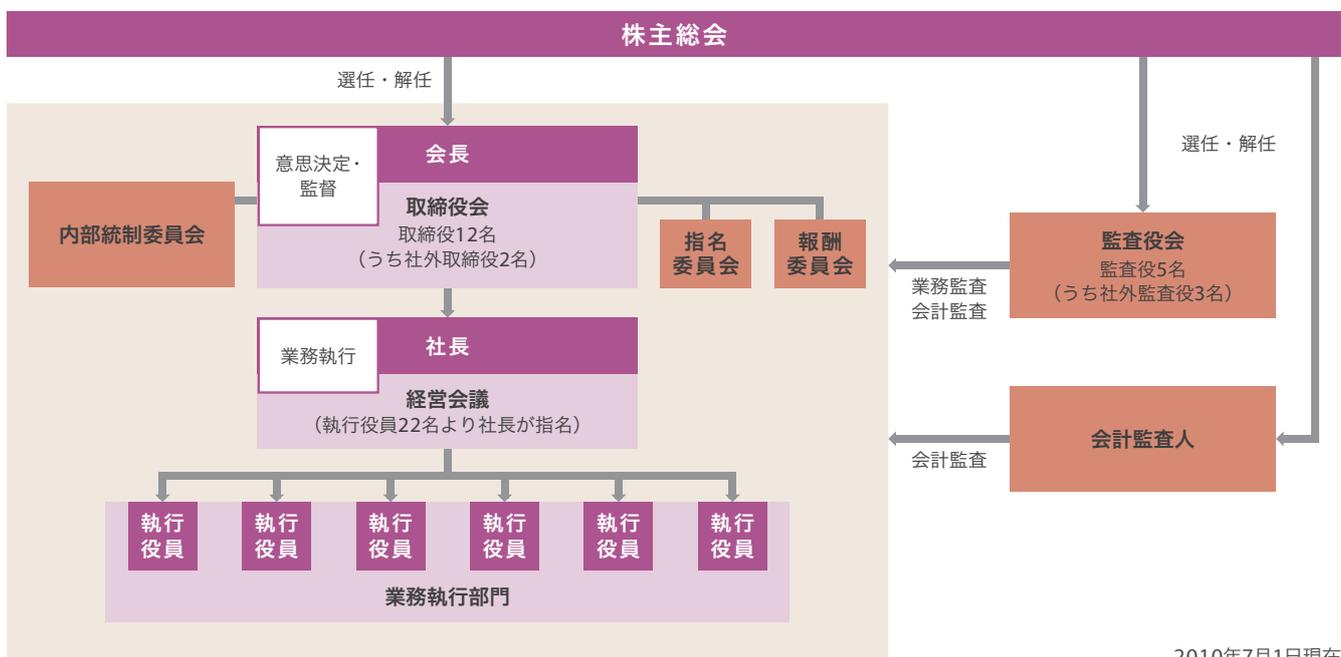
当社は取締役会において経営の重要な意思決定、およ

び業務執行の監督を行っています。2010年7月1日時点で、取締役は12名となっています。経営管理機能の一層の強化を図るため、業務執行から独立した立場である社外取締役を2名選任しています。なお、取締役会は、原則毎月開催し、さらに必要に応じて臨時に開催することとしています。

また、経営の透明性を一層高めるために、取締役会の任意の諮問委員会として、社外取締役2名・会長・副会長・社長で構成される指名委員会および報酬委員会を設置しています。指名委員会において取締役選任候補者の適格性の確認を行うとともに、報酬委員会において取締役、執行役員の報酬制度等について審議しています。

|            |  |
|------------|--|
| 取締役の人数     | 12名  |
| 社外取締役の人数   | 2名   |
| 取締役会の開催回数  | 21回（2009年度）  |
| 社外取締役の活動状況 | 会社経営者としての豊富な経験や行政機関における経験および企業倫理・経済倫理の専門的な知識等を踏まえ、発言を適宜行っています。 |

### コーポレート・ガバナンス体制



2010年7月1日現在

## 業務執行

当社では、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しています。執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行します。2010年7月1日時点で、執行役員は22名(うち取締役との兼務者7名)となっており、社長および社長の指名する執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催し、経営上の重要事項および重要な業務の執行の審議を行っています。

## ■ 監査について

### 監査役監査

当社は監査役会設置会社であり、監査役は、取締役会、経営会議へ出席するとともに、取締役、執行役員、部門へのヒアリング等を通じて、取締役および執行役員の職務遂行の監査、当社および子会社のコンプライアンス・経営全般にわたるリスク管理への対応状況、業務・財務の状況についての監査を行います。監査役会では、監査に関する重要な事項について協議を行います。2010年7月1日時点で、監査役は5名(うち社外監査役3名)となっています。

また、監査役を補助すべき使用人を監査役室に配置し、当該使用人の人事異動および評価等に関しては監査役と協議を行うなど、取締役からの独立性を確保しています。

|            |   |
|------------|---|
| 監査役の数      | 5名  |
| 社外監査役の数    | 3名  |
| 監査役会の開催回数  | 12回(2009年度)                                       |
| 社外監査役の活動状況 | 弁護士としての専門的な知識・経験や、会社経営者としての豊富な経験を踏まえ、発言を適宜行っています。 |

## 内部監査

当社では、コンプライアンスやリスク管理等の観点から、各業務執行所管や募集代理店の業務について内部的に業務監査を実施する組織として業務監査部を設置しています。牽制機能や業務監査の実効性を確保するため、業務監査部は各業務執行所管や募集代理店から独立した組織としています。

## 情報開示

当社は、社会、お客さま、株主・投資家の皆さまに対して当社の情報を適時・適切に開示し、経営の透明性を高め、当社について正確に認識・判断いただくことが重要なコーポレート・ガバナンス強化策と考えています。情報開示基本方針を取締役会で策定するとともに、不適切な事象が発生した場合の公表について社内規程を定めています。

### 情報開示基本方針

- 1 金融商品取引法等の法令および東京証券取引所の有価証券上場規程等の定めに従い情報開示を行います。
- 2 上記に加え、社会、お客さま、株主・投資家の皆さまにとって重要と判断される情報について、適時・適切に情報開示を行います。
- 3 社会、お客さま、株主・投資家の皆さまに対する公平な情報開示に努めます。

## ■ 情報開示の充実

情報開示基本方針にのっとり、情報開示のさらなる充実を図っています。

### 情報開示の主な実績(2009年4月～2010年5月)

|                |   |
|----------------|---|
| 2009年<br>9月14日 | 「2009年3月末ヨーロッパ・エンベディッド・パリュアの開示について」を公表しました。         |
| 2010年<br>1月12日 | 「社長交代について」を公表しました。                                  |
| 2010年<br>3月23日 | 「株式会社化・上場に伴う売出条件の決定について」を公表しました。                    |
| 2010年<br>5月14日 | 「『平成21年度決算』について」を公表しました。昨年度決算公表と比較し、6日間の早期化を図っています。 |

**Web** ニュースリリース

## ■ 保険金等のお支払いに関する 業務改善計画の実施状況の公表

2008年8月1日に公表した業務改善計画について、その実施状況を定期的に公表しています。